

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和6年7月3日
担 当 課	健康福社会館

契約業者名・住所	三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
工事等の名称	松戸市健康福社会館小荷物専用昇降機改修工事
工事等の場所	松戸市五香西三丁目7番地の1
種 別	機械器具設置工事
工事等期間	令和6年7月4日 から 令和7年1月31日 まで
契約金額	5,500,000円
工事等の概要	小荷物専用昇降機設備を改修する。
随意契約の理由	健康福社会館内には平成10年にしゅん工した菱電エレベータ施設製の小荷物専用昇降機が設置されています。今般、経年劣化による不具合が生じ安全な運転が出来なくなる恐れがあることから工事を実施するものです。本工事は継続使用に耐え得る部分は極力流用し、制御盤及び巻上機等の制御機能を最新のものに更新する改修仕様となっており、継続使用部分と更新部分との整合性が要求されるため高度かつ専門的な技術が必要となり、施工後長期間に渡り部品交換等による保守を行う計画としています。そのため、機器及び制御等の既存及び改修機器全体の構造を熟知し、施工後20年間保守部品の供給が可能であり、既存設備及び館内エレベーターについてしゅん工後毎年度保守点検業務を請け負っている設置業者の関連会社である三菱電機ビルソリューションズが対応することが、工事施工品質確保からも不可欠であると判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものです。